

平成 2 9 年

上尾市教育委員会 4 月定例会 議案

## 議 案 名

議案第 2 3 号	上尾市スポーツ推進審議会委員の任命について -----	1
議案第 2 4 号	上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用 に関する規則の制定について -----	2
議案第 2 5 号	上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務 時間、休日及び休暇に関する規則の制定について -----	4
議案第 2 6 号	上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもつ て充てる職の設置に関する規則の制定について -----	5
議案第 2 7 号	上尾市社会教育指導員設置規則等を廃止する規則の制 定について -----	8
議案第 2 8 号	上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規 則の一部を改正する規則の制定について -----	9
議案第 2 9 号	上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の 制定について -----	1 2
議案第 3 0 号	上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務 日数、勤務時間等に関する規程の制定について -----	1 3



議案第 23 号

上尾市スポーツ推進審議会委員の任命について

上尾市スポーツ推進審議会委員に下記の者を任命する。

平成 29 年 4 月 18 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

1 任命 [任期：平成 30 年 10 月 31 日まで]

氏 名	住 所 等	役職名等	備考
ふかや けいじ 深谷 桂治	上尾市立平方小学校 勤務	小学校体育連盟会長	新任

提案理由

上尾市スポーツ推進審議会委員に欠員が生じたため、上尾市スポーツ推進審議会条例（昭和 51 年上尾市条例第 30 号）第 4 条の規定により、委員を任命したいので、この案を提出する。

## 議案第 24 号

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則の  
制定について

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則を次の  
ように定める。

平成 29 年 4 月 18 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則  
(趣旨)

第 1 条 この規則は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が  
任用する一般職非常勤職員（上尾市一般職の職員で非常勤のもの報酬及  
び費用弁償に関する条例（平成 29 年上尾市条例第 5 号）第 1 条に規定す  
る一般職非常勤職員をいう。以下同じ。）の任用に関し必要な事項を定め  
るものとする。

(任期)

第 2 条 一般職非常勤職員は、任期を定めて任用する。

2 前項の任期は、1 年を超えない範囲内で定める。

3 教育委員会は、勤務実績等が良好であると認める一般職非常勤職員につ  
いては、前項の任期又はこの項の規定により更新された任期を、1 年を超  
えない範囲内で更新することができる。ただし、65 歳に達した日以後に  
おける最初の 3 月 31 日を超えて更新することはできない。

(任用される一般職非常勤職員の要件)

第 3 条 一般職非常勤職員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のう  
ちから任用する。

(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号のいずれに  
も該当しない者であること。

(2) 職務の遂行に必要な知識、経験及び技能を有し、かつ、意欲を持って  
職務を遂行すると認められること。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、一般職非常勤職員の任用に関し必要

な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に任用されている一般職非常勤職員の任期に係る第2条第3項の規定の適用については、同項ただし書中「65歳」とあるのは、「特に教育委員会が認めた場合を除き、65歳」とする。

提案理由

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

## 議案第 25 号

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務時間、休日及び  
休暇に関する規則の制定について

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇  
に関する規則を次のように定める。

平成 29 年 4 月 18 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務時間、休日及び  
休暇に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例  
(平成 7 年上尾市条例第 15 号) 第 19 条の規定に基づき、上尾市教育委  
員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則(平成 29 年上尾市  
教育委員会規則第 号)の規定により上尾市教育委員会が任用する同規  
則第 1 条に規定する一般職非常勤職員(以下単に「一般職非常勤職員」と  
いう。)の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を定めるものとす  
る。

(勤務時間、休日及び休暇)

第 2 条 一般職非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇については、上尾市一  
般職の職員で非常勤のもの勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定め  
る規則(平成 29 年上尾市規則第 32 号)の例による。

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、一般職非常勤職員の勤務時間、休日  
及び休暇について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務時間、休日及び休  
暇を定めたいので、この案を提出する。

議案第 26 号

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則の制定について

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則を次のように定める。

平成 29 年 4 月 18 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則（平成 29 年上尾市教育委員会規則第 号）の規定により上尾市教育委員会が任用する同規則第 1 条に規定する一般職非常勤職員（以下単に「一般職非常勤職員という。」）をもって充てる職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般職非常勤職員をもって充てる職)

第 2 条 上尾市教育委員会の事務局及び教育機関に、別表第 1 の右欄に規定する職務に当たらせるため、それぞれ同表の左欄に掲げる職を置く。

2 前項の規定により置く職は、一般職非常勤職員をもって充てる。

(定数)

第 3 条 前条第 1 項の規定により置く職の定数は、別表第 2 の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に定める人数を上限とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

職		職 務
1	社会教育指導員	(1) 上尾市立公民館及び上尾市立人権教育集会所の事業の実施に関すること。 (2) 社会教育団体の支援に関すること。
2	文化財調査専門員	(1) 文化財の調査に関すること。 (2) 文化財の保存、保護及び活用に関すること。



3	子どもの読書活動支援センター協力員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校図書館への支援に関すること。</li> <li>(2) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第7条に規定する関係機関及び民間団体との連携の強化に関すること。</li> <li>(3) 家庭及び地域における子どもの読書活動の推進に関すること。</li> </ul>
4	教育相談員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 幼児、児童及び生徒並びに保護者の教育問題等に関する教育相談に関すること。</li> <li>(2) 上尾市立の幼稚園及び小・中学校における教育相談の支援に関すること。</li> <li>(3) 教育相談の調査研究に関すること。</li> </ul>
5	学校適応指導教室指導員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 適応指導及び教育相談に関すること。</li> <li>(2) 上尾市立小・中学校における不登校の児童及び生徒の適応指導の支援に関すること。</li> <li>(3) 適応指導の調査研究に関すること。</li> </ul>
6	さわやか相談室相談員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童及び生徒との相談及び援助に関すること。</li> <li>(2) 教職員との連携に関すること。</li> <li>(3) 学校、家庭及び地域社会との連携に関すること。</li> <li>(4) その他いじめ、不登校等への対応に関すること。</li> </ul>
7	教育心理専門員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 就学相談及び教育相談の指導及び助言に関すること。</li> <li>(2) 知能及び発達に関する検査の実施に関すること。</li> <li>(3) 教育センター職員の研修に関すること。</li> <li>(4) 保護者、学校及び関係機関との連携に関すること。</li> </ul>

別表第2（第3条関係）

職		人数
1	社会教育指導員	18人
2	文化財調査専門員	6人
3	子どもの読書活動支援センター協力員	2人
4	教育相談員	5人
5	学校適応指導教室指導員	4人
6	さわやか相談室相談員	11人
7	教育心理専門員	3人

提案理由

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

## 議案第 27 号

上尾市社会教育指導員設置規則等を廃止する規則の制定について  
上尾市社会教育指導員設置規則等を廃止する規則を次のように定める。

平成 29 年 4 月 18 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市社会教育指導員設置規則等を廃止する規則  
次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 上尾市社会教育指導員設置規則（昭和 49 年上尾市教育委員会規則第 1 号）
- (2) 上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則（平成 13 年上尾市教育委員会規則第 4 号）
- (3) 上尾市さわやか相談室相談員設置規則（平成 16 年上尾市教育委員会規則第 1 号）
- (4) 上尾市子どもの読書活動支援センター協力員設置規則（平成 24 年上尾市教育委員会規則第 4 号）
- (5) 上尾市文化財調査専門員設置規則（平成 26 年上尾市教育委員会規則第 5 号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

社会教育指導員、教育相談員、学校適応指導教室指導員、さわやか相談室相談員、教育心理専門員、子どもの読書活動支援センター協力員及び文化財調査専門員の職の設置について、新たに一括した規則でもって規定することに伴い、これらの職に係る個々の設置規則は廃止したいので、この案を提出する。

## 議案第28号

上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月18日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則（平成26年上尾市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第16条に規定する」を「市立学校における教科書用図書の」に改める。

第6条第1項中「委嘱し、又は」を削る。

第7条第2項中「委員の」を「資料作成委員の」に改める。

第8条中「委嘱又は」を削り、「当該」の次に「日の属する」を加える。

第10条第1項中「委嘱し、又は」を削り、同条第3項中「、各専門部会の代表者として資料作成委員を務めるとともに」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 専門部会長は、各専門部会の専門部会委員の互選により定める。

第12条中「委嘱又は」を削り、「当該」の次に「日の属する」を加える。

第14条第2号中「有している」を「有する」に改め、同条第3号中「含む」の次に「。次号において同じ」を加え、同条第4号中「著作者」を「教科用図書及び教師用指導書の著作及び編集に関与した者」に改め、同条第5号中「その他、」を「その他」に、「影響」を「影響力」に改める。

第15条の見出しを「（解任）」に改め、同条各号列記以外の部分中「解嘱し、又は」を削り、同条第4号中「委員」を「資料作成委員又は専門部会委員」に改める。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 （第 6 条関係）

資料作成委員会

資料作成委員	
上尾市小学校長会長	1 人
上尾市中学校長会長	1 人
教育委員会から調査依頼された小学校及び中学校の教科に係るそれぞれの専門部会長	それぞれ 1 人
教育委員会事務局職員	2 人

別表第 2 （第 10 条関係）

専門部会

小学校

	教科ごとの専門部会	分掌種目等	専門部会委員
各教科	国語教科用図書調査研究専門部会	国語、書写	校長、教頭及び主幹教諭等から 7 人以内
	社会教科用図書調査研究専門部会	社会、地図	
	算数教科用図書調査研究専門部会	算数	
	理科教科用図書調査研究専門部会	理科	
	生活教科用図書調査研究専門部会	生活	
	音楽教科用図書調査研究専門部会	音楽	
	図画工作教科用図書調査研究専門部会	図画工作	
	家庭教科用図書調査研究専門部会	家庭	
	体育教科用図書調査研究専門部会	保健	
特別の教科	道徳教科用図書調査研究専門部会	道徳	

中学校

	教科ごとの専門部会	分掌種目等	専門部会委員
各教科	国語教科用図書調査研究専門部会	国語、書写	校長、教頭及び主幹教諭等から 7 人以内
	社会教科用図書調査研究専門部会	地理的分野 歴史的分野 公民的分野	

		地図
	数学教科用図書調査研究専門部会	数学
	理科教科用図書調査研究専門部会	理科
	音楽教科用図書調査研究専門部会	音楽
	美術教科用図書調査研究専門部会	美術
	保健体育教科用図書調査研究専門部会	保健体育
	技術・家庭教科用図書調査研究専門部会	技術分野 家庭分野
	外国語教科用図書調査研究専門部会	英語
特別の教科	道徳教科用図書調査研究専門部会	道徳

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

「特別の教科 道徳」の教科書を採択するにあたり、資料作成委員会及び専門部会の要件を改めるほか、所要の改正をしたいので、この案を提出する。

## 議案第 29 号

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について  
上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 29 年 4 月 18 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校管理規則（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 4 号）  
の一部を次のように改正する。

第 14 条の 5 第 3 項から第 5 項までの規定中「に従事する」を「をつかさ  
どる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 提案理由

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出  
する。

議案第 30 号

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程の制定について

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程を次のように定める

平成 29 年 4 月 18 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 29 年上尾市教育委員会規則第 号）第 3 条の規定に基づき、上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則（平成 29 年上尾市教育委員会規則第 号）の規定により上尾市教育委員会が任用する同規則第 1 条に規定する一般職非常勤職員のうちの特定のもの（以下「特定一般職非常勤職員」という。）の 1 週間当たりの勤務日数、勤務時間及びその割振り並びに休憩時間について定めるものとする。

2 前項に規定する特定一般職非常勤職員とは、次条第 1 項の表の左欄に掲げる職及び社会教育指導員の職に充てられる一般職非常勤職員とする。

(勤務日数)

第 2 条 特定一般職非常勤職員（社会教育指導員の職に充てられる特定一般職非常勤職員を除く。）の勤務日数は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

職		勤務日数（1 週間当たり）
1	文化財調査専門員	3 日又は 4 日
2	子どもの読書活動支援センター協力員	3 日
3	学校適応指導教室指導員	4 日



4	さわやか相談室相談員	5日
5	教育心理専門員	4日

- 2 社会教育指導員の職に充てられる特定一般職非常勤職員の勤務日数は、1週につき3日又は2週につき5日とする。
- 3 特定一般職非常勤職員の所属長（上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程（平成20年上尾市教育委員会訓令第1号）第3条第1項又は第2項に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、公務の運営上の事情に応じ、前2項に定める勤務日数を臨時に変更することができる。

（勤務時間及びその割振り）

第3条 特定一般職非常勤職員（社会教育指導員の職に充てられる特定一般職非常勤職員を除く。）の勤務時間及びその割振りは、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

	職	勤務時間及びその割振り
1	文化財調査専門員	次の各号のいずれかに掲げる時間帯 (1) 午前9時から午後3時30分まで (2) 午前9時30分から午後4時まで
2	子どもの読書活動支援センター協力員	午前9時から午後5時まで
3	教育相談員	午前10時から午後5時まで
4	学校適応指導教室指導員	午前9時から午後4時まで
5	さわやか相談室相談員	午前9時15分から午後4時45分までの間で1日につき5時間45分
6	教育心理専門員	午前10時から午後5時まで

- 2 社会教育指導員の職に充てられる特定一般職非常勤職員の勤務時間は、7時間又は7時間30分とする。
- 3 前項の勤務時間の割振りは、次の各号に掲げる勤務時間の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 7時間 次のア又はイに掲げる時間帯

ア 午前8時30分から午後4時30分まで

イ 午前9時から午後5時まで

(2) 7時間30分 午前8時45分から午後5時15分まで

- 4 特定一般職非常勤職員の所属長は、業務上やむを得ない事情のあるときは、前3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める勤務時間と異なる時間を勤務時間として割り振ることができる。

(休憩時間)

第4条 特定一般職非常勤職員（さわやか相談室相談員の職に充てられる特定一般職非常勤職員を除く。）の休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。ただし、職務の都合によりこの時間に休憩時間を割り振ることができないときにあつては、当該特定一般職非常勤職員の所属長が別に割り振るものとする。

- 2 さわやか相談室相談員の職に充てられる特定一般職非常勤職員の休憩時間は1日につき45分とし、その割振りは当該さわやか相談室相談員が勤務する学校の校長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等を定めたいので、この案を提出する。